

(別表)

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和7年4月1日適用

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	24,300	810	200	280	330	1,110	
青森	23,400	780	200	270	310	1,040	
岩手	23,400	780	200	270	310	1,110	
宮城	23,400	780	200	270	310	1,520	
秋田	23,700	790	200	280	310	1,110	
山形	24,000	800	200	280	320	1,250	
福島	23,400	780	200	270	310	1,200	
茨城	23,400	780	200	270	310	1,340	
栃木	23,400	780	200	270	310	1,320	
群馬	23,100	770	190	270	310	1,280	
埼玉	23,400	780	200	270	310	1,810	
千葉	23,700	790	200	280	310	1,760	
東京	24,300	810	200	280	330	2,830	
神奈川	24,300	810	200	280	330	2,150	
新潟	23,700	790	200	280	310	1,360	
富山	24,300	810	200	280	330	1,290	
石川	24,300	810	200	280	330	1,340	
福井	24,300	810	200	280	330	1,220	
山梨	23,400	780	200	270	310	1,260	
長野	22,800	760	190	270	300	1,250	
岐阜	23,100	770	190	270	310	1,230	
静岡	23,100	770	190	270	310	1,460	
愛知	23,400	780	200	270	310	1,560	
三重	23,700	790	200	280	310	1,260	
滋賀	23,700	790	200	280	310	1,410	
京都	24,000	800	200	280	320	1,810	
大阪	23,700	790	200	280	310	1,780	
兵庫	23,700	790	200	280	310	1,580	
奈良	23,100	770	190	270	310	1,310	
和歌山	23,700	790	200	280	310	1,170	
鳥取	24,300	810	200	280	330	1,190	
島根	24,300	810	200	280	330	1,150	
岡山	24,000	800	200	280	320	1,360	
広島	24,000	800	200	280	320	1,410	
山口	24,000	800	200	280	320	1,140	
徳島	23,700	790	200	280	310	1,160	
香川	23,700	790	200	280	310	1,210	
愛媛	23,700	790	200	280	310	1,130	
高知	24,000	800	200	280	320	1,130	
福岡	23,400	780	200	270	310	1,430	
佐賀	23,100	770	190	270	310	1,170	
長崎	24,000	800	200	280	320	1,150	
熊本	24,000	800	200	280	320	1,150	
大分	23,400	780	200	270	310	1,170	
宮崎	22,800	760	190	270	300	1,080	
鹿児島	23,100	770	190	270	310	1,110	
沖縄	25,200	840	210	290	340	1,290	

時価
 (自社製品
 通勤定期券
 など)

※改定箇所は赤字で表示しています。

- 住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。

1. 現物給与の価額にあたっては、原則として被保険者の勤務地(常時勤務する場所)が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
2. 【食事】・・・上記の額の3分の2以上を本人が負担している場合は、現物による食事の供与は無いものとして扱います。
3. 【住宅】・・・価額の算出は、居住用の室を対象にします。
 対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分(玄関、台所、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません)